
篠路コミュニティセンターほか1施設バリアフリースイレ修繕業務
＜仕様書＞

令和5年9月

札幌市地域振興部区政課

1 修繕の概要

(1) 概要

篠路コミュニティセンター及びふしこ地区センターのバリアフリートイレにオストメイト等の設備を設置する。

(2) 修繕対象施設名及び修繕場所

修繕対象施設名（住所）	建物概要	修繕場所
篠路コミュニティセンター （札幌市北区篠路3条8丁目）	SRC 造塔屋付地上2階建 延べ面積 1,960.47 m ²	1階 バリアフリー トイレ
ふしこ地区センター （札幌市東区伏古11条3丁目）	RC 一部S造地上2階建 延べ面積 1,532.56 m ²	1階 バリアフリー トイレ

(3) 履行期間

契約締結の日から、令和6年3月14日まで

(4) 履行条件

修繕対象施の開館時間：年末年始を除く 9:00～21:00

修繕実施可能時間：開館日の 8:45～21:00

※契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び作業工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。

※篠路コミュニティセンターは、令和6年1月中に修繕を実施すること。

2 修繕の内容

(1) 施工前の揮発性有機化合物の室内濃度測定

（測定箇所）

室名	測定箇所
篠路コミュニティセンター	1階バリアフリートイレ
ふしこ地区センター	1階バリアフリートイレ

(2) 修繕の実施

- ・修繕の範囲は、仕様書別紙図面のとおりとする。
- ・図面等に記載する型番等は参考品として示したものであり、それと同等以上の品目とすることができる。
- ・搬入経路や既存設備等の養生を行うこと（ビニルシート等）。

(3) 施工後の揮発性有機化合物の室内濃度測定

- ・測定箇所は(1)同様。
- ・施工後、揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値下であることを確認の上、速やかに測定結果を委託者に提出すること。なお、詳細は仕様書別紙、「揮発性有機化合物の室内濃度測定」を参照のこと。

- ・作業時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の発散を促進するために、繰り返し換気を行うこと。
- ・修繕箇所の供用開始は、揮発性有機化合物の検査結果で安全性が確認されてからとする。

(4) 撤去部材の処分

- ・発生材（建設副産物）の処理にあたっては、関係法令に従い適正に処分すること。産業廃棄物となる発生材は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用いて管理・処分し、処理後、マニフェスト伝票の写しを提出すること。
- ・関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理することとし、原則として札幌市内の処理施設を、「札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿」（環境局ホームページ参照）から指定すること。

3 提出書類

- ・受託者は、下記に示す書類を作成の上、委託者に提出すること。

提出書類等	部数	備考
着手時 <ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書（施工手順、使用材料、安全管理計画含む） ・作業責任者及び作業人名簿 ・連絡体制表 ・作業工程表 ・使用材料一覧（安全データシート含む） 	各 1	<ul style="list-style-type: none"> ・着手後速やかに、かつ、施工開始 10 日前まで ・CD-R 等にて電子データも提出すること
完了時 <ul style="list-style-type: none"> ・完了届 ・報告書（施工前・施工中・完了後写真、揮発性有機化合物の室内濃度測定結果、マニフェスト伝票の写し含む） 	各 1	<ul style="list-style-type: none"> ・完了後速やかに ・CD-R 等にて電子データも提出すること
その他委託者が提出を指示するもの		随時

4 特記事項

本修繕の履行にあたり、下記事項を遵守すること。

- (1) 法令遵守本業務の履行にあたっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 作業中の安全管理、養生、整理整頓及び清掃を徹底すること。また、履行場所で勤務する職員や周辺事業者には十分配慮すること。
- (3) 本修繕に使用する化学物質を発散させる建築材料等は、揮発性有機化合物物の発散が少ない材料の使用に務めるほか、別紙「揮発性有機化合物の対策」を満

たすものとする。

- (4) アスベスト対策として、天井フレキシブルボードや塗装面等（レベル3相当）の孔開けなどアスベストの飛散が想定される作業を行う場合には、関係法令の規定による調査、届出等に遺漏がないよう留意するとともに、作業に当たっては、十分な防護対策を講じること。また、作業中にアスベスト（レベル1相当）の含有が疑われる箇所を新たに発見した場合、すみやかに作業を中止し、アスベストが飛散しないよう現場を保存するとともに、委託者の担当職員に報告し、今後の業務遂行について協議すること。
- (5) 受託者は、修繕を行う上で必要となる資料等について、借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。なお、修繕が完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。
- (6) 受託者は、本業務にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならず、委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。
- (7) 全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権及びその他一切の権利は札幌市に帰属する。
- (8) その他、本仕様書に明示の無い場合もしくは業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう履行すること

【仕様書別記】

揮発性有機化合物の対策

- (1) 本工事に使用する化学物質を放散(発散)させる建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有するとともに、揮発性有機化合物の放散(発散)が少ない材料の使用に努める他、以下を満たすものとする。
- (ア) ホルムアルデヒド放散(発散)建築材料に指定されている材料は、F☆☆☆☆等の規制対象外材料とする。
 - (イ) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、(ア)のほか、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (ウ) 保温材、緩衝材、断熱材は、(ア)のほか、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (エ) 屋内に使用する塗料は、厚生労働省に指定された13物質(以下13物質)を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (オ) 木質建材、家具、建具類及び二次製品は、(ア)のほか、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (カ) ワックスは、有機リン系化合物を含有していないものを使用し、13物質を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- (2) 施工時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散(発散)を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。

揮発性有機化合物の室内濃度測定

- (ア) 測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
- (イ) 測定方法 (※拡散方式・吸引方式)
- (a) 居室の窓及び扉(造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む)を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。また、連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。
 - (b) 居室の中央付近の床から概ね1.2mから1.5mまでの高さにおいて採取を行うこと。(学校の教室等については、机上の高さにおいて採取を行うこと。)
 - (c) 採取時間は、吸引方式では30分以上継続して、同時に又は連続して2回以上行う。拡散方式では8時間以上とする。(拡散方式とは、測定バッチ・パッシブサンプラー)
 - (d) ホルムアルデヒドは、DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法によること。
 - (e) その他の揮発性化合物は、固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法又は容器採取法とガスクロマトグラフ/質量分析法の組合せによること。
 - (ウ) 測定箇所(施工前・施工後)居室位置は委託者と協議のこと。